

男女共同参画社会 を目指して



～走り出せ、性別のハードルを超えて、今～

11月12日(月)から25日(日)までは『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。親しい間柄であれば、暴力を振るったり暴言を吐いたりしても犯罪にはならないのでしょうか。あなたがDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者にならないために、また、あなたの身近な人をDVで苦しませないためにも、DVについて正しく理解しましょう。

今号では男女共同参画社会を推進する上で大きな課題の一つである『DV問題』について紹介します。



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

DV（ドメスティックバイオレンス）とは

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、一般的に親密といわれる関係にある人（配偶者、内縁の夫・妻、婚約者、恋人など）からの暴力のことです。

DV被害者は、配偶者（事実婚を含む）からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護を図ることを目的とする配偶者暴力防止法（通称・DV防止法）により、保護が図られています。DV防止法における『配偶者からの暴力』とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力以外にも、暴言など心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれます。また、被害を受けるのは多くが女性ですが、男性の被害者もいます。男性被害者は社会的な立場などを気にして一人で抱えこむ傾向があります。

市へのDV相談は増加傾向

全国的に見ると、DVの相談件数については毎年増加の一途をたどっています。

市へのDV相談件数も、年々増え

てきており、平成29年度には、女性からの相談が22件、男性からの相談が2件ありました。

市は、室蘭警察署や特定非営利活動法人ウィメンズネット・マサカーネと連携し、相談者に寄り添い、本人の意思を尊重しながら相談に応じており、身の危険を感じている相談者を守るために、シェルターを活用するなどの助言を行っています。

シェルターとは

DV被害者を、加害者である配偶者などから離し、一時的に保護する施設です。DV被害者は暴力から逃れ、落ちついた環境の中で生活し、支援スタッフと相談しながら今後の対応について考えます。

特定非営利活動法人ウィメンズネット・マサカーネの活動

DV相談やシェルターの運営、自立支援などを行い、シェルター退所後のDV被害者や同伴児を対象としたさまざまなサポートプログラムを実施しています。

登別市市民相談室へのDV相談件数

	平成19年度	平成24年度	平成29年度
DV相談件数	12件	17件	24件
シェルターの利用者数	2人 (同伴者6人)	6人 (同伴者7人)	5人 (同伴者4人)